

東峰村地域おこし協力隊
(東峰村D X推進員)
東峰村会計年度任用職員募集要項

東峰村（とうほうむら）は、福岡県の中東部に位置し、北は嘉麻市、東は添田町、西は朝倉市、南は大分県日田市に隣接する総面積5, 197ha、人口1, 800人ほどの山村です。平成17年3月に小石原村と宝珠山村が合併して誕生した村で、筑後川水系の小石原川及び大肥川の源流に位置し、伝統的工芸品である小石原焼や高取焼があり陶器の里としても知られる村です。

農業は、稲作のほか、青梗菜やほうれん草、トマト、高原野菜などが栽培され、村内には日本の棚田百選「竹地区の棚田」や平成の名水百選「岩屋湧水」、森の巨人たち百選「行者杉」、天然記念物の奇岩群や国指定重要文化財の「岩屋神社」など、日本の原風景に出会える自然豊かな「美しい村」としての魅力あふれる地域です。

そんなのどかな村ですが、東峰村はD X※¹推進にも力を注いでおり、令和5年度はデジタル元年と銘打って、スマートフォンのアプリで利用可能なデジタル地域通貨「とほっぴペイ」を導入し、デジタルプレミアム付商品券や、物価高騰対策として全村民に対して生活応援デジタル商品券の配布を行いました。令和6年度以降は、地域交通などの交通分野、健康・福祉や防災の分野までデジタル技術の活用の幅を広げ、住民のウェルビーイングライフ（より良い生活）の実現のための取り組みを推進していく予定です。

しかしながら、高齢化率が高く、村内にデジタル技術に不慣れな方が多いのも現状です。そこで、県のパイロット事業により整備したデジタル拠点「テレワークテラス宝珠」を活用しながら、高齢者などデジタル技術に不慣れな方に対して、きめ細やかな利活用支援を行うことにより、デジタルデバイド（情報格差）の解消を図るため、「D X推進員」として活動いただける地域おこし協力隊（会計年度任用職員）を募集します。

※D X……デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル技術を用いた変革という意味。ビッグデータやデジタル技術を活用して、住民や社会のニーズをもとに、サービス、業務モデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、風土を変革すること。

1. 雇用関係の有無 有り
2. 募集人員 地域おこし協力隊（会計年度任用職員）1名
3. 業務概要

東峰村役場ふるさと推進課を拠点に、「テレワークテラス宝珠」を活用しながら、村民への情報通信技術の普及や、村の情報発信及びその他D X推進に係る企画等を行う業務を主とします。

【主な業務】

- (1) 村民への情報通信技術の周知・啓発

例：住民（特に高齢者等）に対して、村のD X関係の取り組みの普及啓発
地区の寄り合い等に参加して、スマホの使い方教室等の開催

(2) テレワークテラス宝珠でのD X推進支援

例：村営のデジタル拠点“テレワークテラス宝珠”で毎週水曜日に開催している“デジタル寺子屋”等と連携した事業の開催

(3) インターネット、SNS等を活用した本村の情報発信

(4) その他、役場ふるさと推進課が進めるD X推進業務の支援全般

例：地域交通やデジタルプレミアム付商品券説明会の支援
他自治体の事例等の収集

勤務地：東峰村役場ふるさと推進課

〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地

4. 募集対象

(1) 原則として3大都市圏（埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の全区域）に在住、もしくは、都市地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に定める過疎指定地域以外、山村振興法、離島法振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法に定める対象地域を有しない市町村）等に在住し、採用後に東峰村に住民票を移し、在住できる方

(2) 委嘱期間終了後も東峰村に定住しようとする意欲のある方

(3) スマートフォンに関する一般的な知識を持っている方

(Android、iOS とともに知識があることが望ましい)

(4) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない人

(5) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができ、地域の一員として自治会組織等に加入・活動できる方

(6) 業務に必要とされる土・日曜日及び祝日の勤務や行事参加、夜間の会議など、不規則な勤務体制に対応できる方

※業務時間内の移動に必要な車両については村で準備します。通勤やプライベート等で使用する交通手段については個人でご準備ください。

(7) パソコン（Word、Excel等）の一般的な操作ができる方

(8) 次のいずれも該当しない方

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 過去において東峰村から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 公租公課の滞納がない者

5. 求める人物像

- ・ I T ツール導入・普及を積極的に推進していく意欲のある方
- ・ 役場職員や関係スタッフと円滑に業務を遂行できる方
- ・ 里山、田舎での生活全般に興味がある方
- ・ あらゆることに興味を持つことができ、やわらかい発想ができる方
- ・ 心身ともに健康で、地域住民とともに新しい地域活性に取り組める方

6. 勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週 5 日（月 20 日程度、土・日曜日、祝日の勤務有り）
- (2) 勤務時間：原則 8 時 30 分から 16 時 30 分（1 日 7 時間、休憩 1 時間）
 - ※週休日の時間外勤務は原則として振替対応とします。
 - ※その他、会計年度任用職員としての研修に参加いただきます。

7. 雇用形態・期間

会計年度任用職員（一般非常勤/東峰村地域おこし協力隊設置要綱に基づき村長が委嘱）任期は、委嘱した日から原則 1 年間とします。委嘱後、村が認めた場合は 1 年毎の更新とし、最初の委嘱日から最長 3 年以内まで延長します。

8. 給与・賃金

月額 214,335 円（地域手当・通勤手当・時間外手当の支給あり。賞与あり。）

9. 待遇・福利厚生

- (1) 住宅は村が用意した空き家とし、家賃は村が負担します。（夫婦・家族連れの入居も可）
- (2) 光熱水費、通信料等については、自己負担とします。
- (3) 活動に要する経費は、村の予算の範囲内で活動経費を認めます。
（対象経費は、旅費、消耗品費、活動車両及び燃料費、作業服等）
- (4) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- (5) 任用期間に応じて年次有給休暇（1 年間に最大 20 日）を付与

※地方公務員法及び地方自治法の一部改正により雇用形態・期間、給与・賃金、待遇・福利厚生等を変更する場合があります。予めご了承ください。

10. 活動支援

役場職員が業務に関する指導助言と地域活動への支援を行う。

1 1. 受付期間

令和 7 年 3 月 15 日（土）～随時受付

＊先着順の受付とし、採用が決定次第、募集を終了します。

1 2. 応募方法

（1）以下の提出書類を直接持参するか郵送すること。

郵送の場合は、封筒表に「東峰村会計年度任用職員応募申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留とします。

（2）提出書類 東峰村公式ホームページにて下記書類をダウンロードしてください。

① 「東峰村会計年度任用職員」応募用紙（様式 1）

※応募用紙に最近 3 カ月以内に撮影した写真を添付してください。

② 活動目標レポート（様式 2）

③ 住民票抄本

④ 現住所地で税金を滞納していない証明書（完納証明書など）

なお、提出された書類は返却しません。

1 3. 選考の流れ

書類選考後、採用面接を行う方に文書で通知します。（面接会場は東峰村役場を予定）

※遠方の場合はオンライン面接でのご相談にも応じます。

結果のお知らせ：採用面接終了後、概ね 1 週間程度で結果をお知らせします。

お問合せ先

東峰村役場ふるさと推進課（宝珠山庁舎）

〒 8 3 8 - 1 7 9 2 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6 4 2 5

T E L : 0 9 4 6 - 7 2 - 2 3 1 2 F A X : 0 9 4 6 - 2 8 - 7 7 2 3

E - m a i l : furusui@vill.toho.fukuoka.jp